

LED照明器具

は正しく取り付けましょう



発火

発煙

近年広く普及しているLED照明ですが、従来の照明器具の中には、本来、LEDランプを取り付けてはいけ
ない器具があり、組み合わせによっては、発煙・発火な
どの事故につながるおそれがあります。LED照明の注
意点を理解し、正しく安全に使いましょう。

くらしの窓
すぎなみ

臨時175号

平成31年 4月

発行・杉並区立

消費者センター

☎ 03-3398-3141

事故事例 1

20年以上前に購入した照明器具に、ホームセンターオリジナルのLED電球を取り付けて使っていたら、発火して壊れた。

事故事例 2

2年前、使用できることを販売店で確認し、廊下のダウンライトをLED電球に替えた。2週間前、電球が変な光り方をしていたので電気を消して取り外そうとしたところ、ガラス部分が割れて真っ黒に焦っていた。

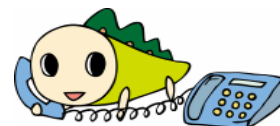
事故事例 3

従来型の蛍光灯用照明器具に、数年前、LEDランプを取り付けた。最近、突然パチパチッという音とともにランプが切れ、なにかが燃えるような異臭がした。LEDランプのソケットから数センチ離れた部分が黒く焦げ、中の基盤が炭状になっており、照明器具の一部も黒く焦げていた。

《裏面に続く》

 杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター



相談電話 03-3398-3121

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索

相談受付時間 午前9時～午後4時(平日)

杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階

事故を防ぐために

- 照明器具は従来製品のまま、LEDランプのみ切り替えるときは、その器具に使用可能かどうか、ランプの注意表示などで確認しましょう。
- 不明な点がある場合は、販売店やメーカーに確認しましょう。
- 器具ごとLED照明器具に交換することも検討してみましょう。



消費者庁イラスト集より

照明器具は経年劣化により事故の原因なることがあります。一般的に照明器具は10年を過ぎると劣化による故障や不具合が多くなります。

一般社団法人日本照明工業会では、ウェブサイトやパンフレットで照明器具の正しい使用方法の啓発活動を行っています。事故を防止するためにもサイトの「安全チェックシート」(*下記)で年1回は照明器具の点検を行いましょう。また、使用している照明器具やランプがリコール対象になっているかどうかは、消費者庁リコール情報サイトなどで確認しましょう。

【関連サイト】

- 一般社団法人日本照明工業会 (https://www.jlma.or.jp/anzen/anzen_cs.htm)
*安全チェックシート

(https://www.jlma.or.jp/anzen/pdf/anzenCS_JUTAKU.pdf)

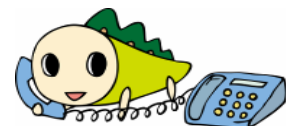
- 環境省 COOL CHOICE あかり未来計画
(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/akari/check/index.html>)
- 消費者庁リコール情報サイト(<http://www.recall.go.jp>)



参考：消費者庁
News Release (ニュースリリース)
(平成31年3月27日発行)

 杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター



相談電話 **03-3398-3121**

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索

相談受付時間 午前9時～午後4時(平日)
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階